

5 輸送の安全にかかわる行政指導等に関する事項

5.1 事故等の報告に基づく行政指導の実施状況

○国では、鉄軌道事業者に対して、重大な事故が発生した場合や、社会的な影響の大きい輸送障害が発生した場合等には、輸送の安全の確保のため、事案の原因の究明や再発防止を求める等の行政指導を文書により行っております。

○平成18年度は、事故等の報告に基づき、計18の鉄軌道事業者に対して27件の文書による行政指導を行い、改善を求めました¹⁴。

事業者	指導の概要	発出日
三岐鉄道	雨量規制に係る実施基準の見直し、法令遵守状況の再点検等	H18. 4.13
JR 東日本	頻発した輸送障害の再発防止	H18. 4.25
JR 西日本	動力車操縦者養成所における判定結果誤りの再発防止	H18. 4.28
JR 西日本	トロと列車の接触事象の再発防止	H18. 5.10
名古屋市交通局	運転士の運転室内における厳正な執務	H18. 5.12
JR 東日本	輸送障害の再発防止	H18. 5.12
JR 北海道	人身障害事故等の再発防止	H18. 6. 9
東京都交通局	車両衝突事故の再発防止	H18. 6.13
JR 九州	頻発した保守作業中の人身障害事故の再発防止	H18. 6.16
平成筑豊鉄道	異常時調査中の踏切障害事故の再発防止	H18. 6.29
JR 貨物	頻発した車両脱線等の再発防止	H18. 7.14
JR 東日本	頻発した輸送障害の再発防止	H18. 7.19
万葉線	車両脱線事故の再発防止	H18. 8.18
JR 東海	留置車両の本線逸走の再発防止	H18. 8.21
JR 東日本	列車脱線事故の建議及び所見に係る対応	H18. 9. 6
JR 東日本	輸送障害の再発防止	H18. 9.29
西日本鉄道	安全管理体制の構築と酒気帯び運転の再発防止	H18.10.20
JR 西日本	列車脱線事故の再発防止	H18.11.19
名古屋鉄道	保守用作業車の逸走の再発防止	H18.11.22

¹⁴ 事故等の報告に基づく行政指導と主な改善報告の内容を資料3に掲載しています。

事業者	指導の概要	発出日
東京モノレール	輸送障害の再発防止	H18.11.27
横浜市交通局	保守作業中における係員の人身障害事故の再発防止	H18.12. 1
平成筑豊鉄道	ドア挟み事態の再発防止	H18.12. 7
北陸鉄道	レール破損の再発防止	H19. 1.18
阪急電鉄	運転士による犯罪行為の再発防止	H19. 2. 9
JR 東日本	輸送障害の再発防止	H19. 3. 6
JR 西日本	頻発した輸送障害の再発防止	H19. 3.13
上信電鉄	列車脱線の再発防止	H19. 3.14

(平成 18 年度)

5.2 保安監査の実施状況

- 国では、鉄軌道事業者に対して、輸送の安全を確保するための取組み、施設・車両の管理・保守、運転の取扱いが適切かどうかについて全国 202 事業者(平成 18 年度末)を対象として保安監査¹⁵を行っています。
- 平成 18 年度は、計 44 の鉄軌道事業者に対して 55 回計画的な保安監査を実施し、うち 29 事業者に対して行政指導を行い、改善を求めました。
- また、上記の他、輸送の安全を確保するための取組みが適正かどうか、または、事業者が採った再発防止対策が適切に実施されているかどうかについて必要のある場合には、保安監査を実施しています。
- 平成 18 年度は、事業者が採った再発防止対策が適切かどうかについての保安監査を 8 回実施し、対策状況を確認しました。

¹⁵ 保安監査は鉄道事業法第 56 条の規定に基づき実施する立入検査の一つであり、その監査項目等が鉄道事業等監査規則に定められています。

5.3 鉄道事業法及び軌道法に基づく行政処分(事業改善の命令)

○国は、鉄道事業者の事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、事業の改善を命じています。

○平成18年度は、保安監査の結果、安全上の不備が確認された事業者に対して、鉄道事業法に基づく事業改善命令を1件発出し、事業の改善を求めました¹⁶。

事業者	命令の概要	発出日
銚子電気鉄道	安全確保に向けた組織体制の再構築や教育・訓練体制の整備などの組織の安全管理体制の改善と、鉄道施設の総点検や改善を命じた。	H18.11.24

(平成18年度)

¹⁶ 発出した事業改善命令を資料4に掲載しています。

5. 4 事故等の再発防止のための行政指導

○国は、事故等に応じて、その再発防止を図るため、当該事故等を発生させた事業者のみならず必要に応じて他の鉄軌道事業者に対して安全確保のための行政指導を行っています。平成 18 年度に行った通達による行政指導は次のとおりです¹⁷。

指導概要	発出日
気象異常時等における列車運行の安全確保の措置について	H18. 4.13
案内軌条式鉄道の運行に係る安全確保について	H18. 4.17
大規模停電時の対応について	H18. 8.24
鉄道車両のブレーキ装置の改良について	H18. 9. 6
河川、港湾等における送電線等の横断工作物に対する標識等の設置及び情報の周知について	H18. 9.14
適性の確認に係る管理の徹底について	H18.10.20
鉄道線路の安全確保について	H18.11.20
落石等の災害時における道路管理者との情報の共有化について	H18.11.22
変電所等火災における対策について	H19. 1.25
PCBが含まれる絶縁油を使用している変圧器及び整流器の緊急点検について	H19. 2.23
プラットフォームからの転落事故等に対する安全対策について	H19. 3.23

(平成 18 年度)

¹⁷ 行政指導の内容(通達)を資料5に掲載しています。

5.5 踏切道改良勧告の発令状況

- 国は、鉄道事業者及び道路管理者又は鉄道事業者が正当な理由がなく立体交差化計画等に従って踏切道の改良を実施していないと認めるとき、踏切道改良促進法に基づき、当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができます。
- この勧告制度は平成 18 年度より設けられたものであり、平成 18 年度において発出された勧告はありません¹⁸。

¹⁸ 踏切道の改良に向けた取り組みについては、「7. 1 踏切保安設備の整備状況」を参考にして下さい。